会津若松市政だより

発行所
福島県会津若松市栄町
会津若松市役所
編集兼発行人　丸山太郎
定価　5.00

2月号

あなたの資産はいくらですか!!

昭和卅一年度

固定資産の価格決定

縦覧は三月一日より二十日迄

昭和三十一年度固定資産税台帳の縦覧は、来る三月一日から、二十日間、市役所財務課と各支所に於いて、一般関係者に供覧する予定ですが、今年度の価額について、その概要を御知らせ致します。

1、土地については、昭和三十年中に地目変換、分筆合筆等の異動がなかったものは、前年度の価額と変りません。
但し、農地については、御承知の通り、昨年全市に亘って国から示された評点式の方法により、評価換えをした為に、個々には二割内外の増減を見るものも出来ましたが、総価額については昨年と変りがない訳です。
たゞ支所の管轄区域に属する土地については、昨年の価格決定の際、合併前の特殊事情を考慮し、国から指示された価額より約一割内外を下廻って評価してあるので、これを今年度の価額で調整した為、約一割程度上昇する事になります。

2、家屋については土地の場合と同様、昭和三十年中に、新築、増築、改築等の異動がなかったもの又は県指示価格を甚しく上廻り、あるいは下廻っているものを除く外は、昨年の価額と同様で変りません。

3、償却資産については、今年度から、免税点が十万円まで引上げられる事になり、零細なものは殆んど課税對象からはずされる事となりました。
以上は本年度固定資産価額のあらましですが、この価格は税法の改正により、昭和三十三年の基準年度まで据置かれる事になりますので、関係者の方々には、是非課税台帳を縦覧される様希望します。
註・但し償却資産の価額については基準年度は設定されず、従って評価額の据置もありませんから申し添えておきます。
（固定資産税係）

固定資産税第四期納期　二月廿九日

人口動態

（1月1日現在）

世帯数	18.967	(＋ 268)
現在人口	97.985	(＋1086)
男	47.042	(＋ 392)
女	50.943	(＋ 697)

（12月中）

出生	181	死亡	97
轉入	288	轉出	272
婚姻	67	離婚	13

固定資産

この度、以前にも本紙に於て申上げました通り地方税の改正によって昭和三十一年度の固定資産評価格が、昭和三十三年度まで据置かれることとなり、その間は原則として不服の申立は出来ないこととなったので、本年度の固定資産課税台帳については、各関係者は一人も漏れなく縦覧されますようお待ち申しております。
尚参考までに評価の据置についてその概要を述べてみましょう。

据置の理由

土地家屋に對する固定資産税は、昭和二十五年の地方税制の改正に際し、従来の地租、家屋税を廃止し、之に代るものとして同年創設されたものであって、その課税標準は、これらの資産の賦課期日現在における価額（適正な時価）によることとされ、その価額の決定については、市町村が毎年繰返して評価を行う建前がとられていましたが、このように毎年繰返して評価することによって価額を決定するものとされていた理由は、第一に戦後我が国の経済事情が安定しないため、土地、家屋の価額にも著しい変動の幅があり、適正な時価が毎年変動する状態にあったこと、第二に賃貸価格主義から時価主義による評価に転換したため、評価事務そのものについて技術的に極めて困難な問題が多く、従って市町村の努力による適正な評価の積み重ねによって、漸次評価が全国的に統一され、均衡を保持する事ができると考えられたこと、第三に適正な価額を決定するに当っての指針となるべき基準として、自治廳長官が示す固定資産評価基準についても、昭和二十六年度にその大綱が定められて以来毎年改訂が加へられたため、その都度市町村において評価方法を改める必要があったこと等に基くものである。然し乍ら最近においては右のような事情も著しい変貌を示すに至りました。
即ち第一に物価の安定に伴い土地、家屋の価額も一部の例外を除いては著しい変動がみられなくなったため、年々繰返して評価を行わないで一定年度の価額によって評価しても、年々繰返して評価する場合と大き な差異を生じないと認められるようになってきたし、又第二には評価の適正と均衡の面にも評価当局の累年の努力によって、固定資産税創設当初の評価状況と比較すれば、相当程度改善されて土地、家屋について全面評価を期待できない結果となる恐れが生ずるので、従って右のような各種の事情を綜合勘案し、この際土地、家屋について全面的に固定資産評価基準を改訂し、第三に評価の指針たるべき固定資産評価基準も一応まとまった形で集大成されるに至りました。
このような段階において毎年繰返して評価することは、一面において税負擔についても、納税者に不必要な不安定感を與える結果となるのみならず、反面市町村の事務量の負擔も過重となり、かえって周到綿密なる評価に對する信頼も漸的、綜合的な評価を行い、次増して来ている状況にも基準年度から次の基準年度迄の間は特別の事由があり、更に第三に評価の指針たるべき固定資産評価基準も一応まとまった形で集則として評価を行わず、基準年度の価額を次の基準年度における改訂のときまで据置いてその価格をその間固定資産税の課税標準とすることを内容とするものであります。

評價年度の法定

土地家屋の綜合的、全面的評価を行う年度を昭和三十一年度及び昭和三十三年度並びに昭和三十三年度から三年ずつを経過した年度とし、これを基準年度として、基準年度の翌年度を第二年度、第二年度の翌年度を第三年度というものとされました。

固定資産税課税臺帳の縦覧

市長は固定資産課税台帳に固定資産の価額等を登録した場合においては、従前通り毎年三月一日から二十日間、納税義務者に對し縦覧に供さなければならないものとされています。従って土地、家屋の価格が据置かれかれることとなっても台帳の縦覧は毎年行われるものであります。

審査請求の制限

固定資産税の納税者は固定資産課税台帳に登録された事項について不服がある場合においては、従前通り縦覧期間の末日から十日までの間において、文書をもって固定資産評価審査委員会に審査の請求ができますが、唯土地、家屋の評価の据置と関聯し評価事務の簡素合理化を意図して審査請求をなし得る事項について制限が加えられました。
即ち審査請求の機会は市長が決定した価額を登録し、最初に縦覧に供した年度においてのみ認められておりその後の年度においてはその価格が据置かれる限り、審査請求をすることができないものとされています。
然し乍ら土地、家屋の価額が据置かれている場合において地目の変換、家屋の改築又は損壊、その他これに類する土地又は家屋の基準年度の価額に比準する価額によって評価し、決定さるべきであるに拘らず、それがなされていないものであることを不服の理由として申立てるときは審査の請求をすることができるものとされています。
以上は価格据置に伴い改正された要点がありますが、さきに述べましたように、本年度の価格が次の基準年度（昭和三十三年度）まで据置かれることになりますので、台帳縦覧には是非おい出下さるよう望みます。

こんどの価格は二年間据置かれます

評點式評價法による農地評價の完了について

昨年七月号の本紙上で皆様の御協力を御願い致しました農地の評点式評価法による評価が終りました。
既に御承知の通り、この調査は種々の環境の変化に伴い、実情に則しなくなって来た旧賃貸価格に代り、実情に則する新しい評価額を算定するために、地方税法第四〇三条の規定に基いて、昭和二十九年十一月、自治廳より指示になった評価基準により行われたもので、昨年七月中旬より十二月下旬にかけて、新市内を含む全市内の農地、約四八〇〇町歩に亘り、その実地調査を行ったものであります。
此の間、県地方課並びに農事試験場、農業改良指導所及び、先進各都市の指導と助言の下に農業委員会を始め、各部落の区長の方々や、耕作者等、精通者の方々の御協力を得て、実地調査進行の円滑を計ると共に、価格の均衡保持に努めて来たのでありますが、それでも尚、山間地方等、他の農地との間に若干均衡の思わしくなかった地区については、更に県指示平均価格のバランスを基礎とする補正率によって補正し、出来る限り価額の均衡の完全を期しました。
この結果による価額を、旧賃貸価額による価額と比較してみますと、一部特殊事情のある場合を除いて、殆んど同様な傾向を持つ比率が表れ、皆様に満足して戴ける価額を算定し得たものと考えております。
又この評点の最高最低の差を、旧賃貸価額の最高限低の差と比較しますと、旧賃貸価額の場合に比べ、若干上下の差が縮少された傾向がありますが、この事は自治廳より示された基準評点表の配点構成に基因するもので、当然表われて来る現象であると考えられます。
尚、詳細については、来る三月一日より、本廳及び各支所に於いて、固定資産課税台帳の縦覧が行われますので、その際に御説明申上げたいと思いますから、関係者の皆様には、必ず御来廳下さる様に御願いすると共に、昨夏秋の猛暑と繁忙をも省みず、絶大なる御協力を賜りました農地精通者の方に、厚く御礼申上げる次第であります。
（固定資産税係）

三月十日は市長選擧

補充名簿　登録は二月廿七日～三月一日

補充選擧人名簿の登録申請について

来る三月十日に行われる市長選挙について、新たに選挙権を得られる方々のために、二月二十六日現在で補充選挙人名簿を調製しますから、次に該当する方は早く申出て下さい。
一、登録申請を要する人
1、本年二月二十六日で満二十才になる方（昭和十一年二月二十七日迄に生れた人）但し基本選挙人名簿に登載された方は関係ありません。
2、本年二月二十六日までに三ケ月以上、本市に居住して居る方。
3、基本選挙人名簿に登録もれになった方。
基本選挙人名簿の閲覧は二月二十七日から三月一日まで（出張、手傳、出稼などで本市に来て居る人は関係ありません）
4、海外から帰還せられた方。
5、刑の執行を終った方。
二、登録申請期間及び場所
二月二十七日から三月一日までに選挙管理委員会（所属の支所）に申請して下さい。
◎注意・三月一日よりおくれては受付になりません

不在投票について

選挙の当日、やむを得ない事情で投票に行かれない方は、前もって不在投票が出来ますから、速に委員会へ申出て下さい。（各支所管内の人は所属支所へ）

繰上投票を行う投票区域について

既定の選挙日の三月十日を一日早く繰上げて三月九日に投票を行う区域は、次の通りですから、この区域の有権者の方は三月九日をお忘れのないよう投票して下さい。
○湊町（原、共和、赤井、田代、双潟、笹山の各投票所の区域）
○大戸町（大川、闇川、芦ノ牧、黒森の各投票所の区域）
○東山町（川渓、中湯川の各投票所の区域）

固定資産課税臺帳縦覧　3月1日～3月20日

毎日午前8時30分より午后4時30分まで
土曜日の午后、日曜日も休みません

場所　市財務課及各支所

春をもたらす

しずかなる雪の市内を異様な騒音を立てながら進み行く黒い山の様な機動体がある。〝ブルトーザー〟である。

一月の下旬から二月の初めにかけて降り続いた雪は、十年振りと云われ、降雪、融雪と反復するこの頃の市内の交通はまさに地獄の相を呈している。

そこで市では県の土木事務所と協調し、ブルトーザーを出動させ、又一方市民の協力を得てこれらの除雪に当っている。

一日一日と強くなって行く陽ざしと共に一刻も早く春をもたらそうとするこのブルトーザーの通り去った跡に、春の香りがひそかにたゞよっているように思われてならない。

空中ケーブル愛称決る

「あさぎり」「ゆうぎり」と命名

当選者 三橋さん(四中)と星君(湊中)

背あぶり山空中ケーブルの客車愛称を市内小中学生の皆さんから募集しましたところ、応募総数一六六七通、七七六種の多きに達しましたが、審査の結果

あさぎり
ゆうぎり

と決定しました。(次点はつつじ、もみじ)

なお入賞者は左の通りです

○市長賞
四中一年四組 三橋暁美
湊中一年二組 星 圭三

○準入選=(門小)高橋知子 (門中)鹿目剛、(湊中)渡部義道、日下部マキ子、佐藤重信、渡部房市、五十嵐勝

○佳作=(門中)鈴木おつぎ、(一中)遠藤淑子、北川弘(城北)小林八重、上野一郎、小林和敬(行仁)関谷孝(城西)小窪桂子、渡部一弥、大平英治、井上芳晴(鶴城)富山和子、佐々木京子、小林弘入、井上千也(永和小)高橋祐輔、小野栄子(赤井)平野恵子(二中)佐藤守克(謹教)渡部富子(共和)齋藤民男、(東山小)三沢多美子(門田小)小沼光雄

なお授賞式は落成後に行います。(観光係)

力とハエのいない生活

実践運動二月の目標

ハエのさなぎを殺しましょう

ハエの多くは「さなぎ」(長さ二分位で黒褐色をしている)の形で越冬するので便所、肥溜ゴミ溜、堆肥所、畜舎等の周辺一米位のところの土を深さ三〇糎位かきとり、これを五〇糎以上の穴の中に埋めるか焼却して「さなぎ」を殺す。

特に本年は牛馬舎の床土を「うじ」のもぐれない様な粘土質のものに入れ替えて下さい。

(衛生課)

雪間に咲く花

寄せられた数々の金品

「愛の手を街や巷に海越えて」の標語の下に昨年末あい及び海外邦人同胞救出国民運動を展開し、皆様の御協力をお願い致しましたが、この外市内の困った方々にと床しい心の持主から次々と福祉事務所を訪れて数々の金品が寄贈せられました。中には生活改善の意味も含めて古稀の祝を簡素にして欣然寄附せられた方もあり、愛は東風に雪間に咲く花の如くに関係者をいたく感激されている。

こゝに昨年末以来、今に至る迄の方々の御芳名を市民の方々にお知らせすると別項記載の如き歳末たすけ共に、寄附せられた方々に厚くお礼申上げます。(敬称略)

金額	氏名
三、〇〇〇円	河野善九郎
一〇、〇〇〇円	向上会代表 星智順
二、〇〇〇円	山中綾子
二、〇〇〇円	小川勝
二、〇〇〇円	遠藤兼吉
一、〇〇〇円	宮森啓治
一〇、〇〇〇円	鈴木五郎
一〇、〇〇〇円	半沢トメ
一〇、〇〇〇円	鮨組合代表 後藤保治
合計 九、〇〇〇円	九件

尚これらの寄附金は、たすけあいの一環として特配せられた旧正月用餅のための力となり、又今後の援護のために用いられてゆく。

(福祉事務所)

該當児童のいる方で

通知洩れはありませんか

昭和三十一年度の入学児童については、さきにそれぞれその該当者に入学通知書を発送致しましたがなお次に該当される方で通知の行ってない方は、至急教育委員会事務局教育課まで申出て下さい。

一、昭和二十四年四月二日より昭和二十五年四月一日までに生れた児童

尚次のことについて御連絡御照会下さるよう願います

○入学通知書の届かない方及び通知書に相違のあるもの

○事情により就学を延期される方の届出

○私立学校及び盲ろう学校に入学される方の届出は次の通りです。

▼鶴城=三月七日午後一時より同校に於て

▼城北=三月七日午後一時より同校に於て

▼行仁=三月七日午後一時より同校に於て

▼城西=三月五日午後一時より同校に於て

▼謹教=三月七日午後一時より同校に於て

▼日新=三月六日午後一時より同校に於て

入学通知書

臨時電話開設

選挙管理委員会
2・004番
外850番を御利用下さい

新らしい村づくり

合併第二年目の目標

七ケ村合併によって大きく農業生産都市の形態を帯びて来た本市は、如何にしたら農山村の生産を増加し生活の安定が期せられるかということについて、合併の際の新市建設計画や積寒対策農業振興五ケ年計画を基調として、新農村の建設に邁進して来た。

この新らしい村づくりは少くとも合併前の農政の後退を防ぎ、数段前進させることが目的で、政府が昭和三十一年度より計画中の全国より五〇〇市町村(本県は六市町村)に特別指導を加え、地域農家の自主的なもりあがる力を基調とし、新農村建設計画を樹立実行せしめんとするものである。

本市は町村を吸収した市の代表として、このたび第一回の指定を受けたので、近く農業振興計画推進協議会を設置し、本事業の実施にとりかゝることになったが、農民各位の絶大なる御協力をお願いします。

(農政課)

各町内に

交通安全係が出来ました

再三本紙で申上げましたように、交通事故を撲滅する為には、ひとり運転手のみを教育してもそれは片手落ちであることは幾多の事件を分析してみても判然としている事実であります。そこでこの度警察署では更にこれらの事故をなくす為に市内各町内に町内交通安全係を設け、一般の方々に交通事故防止に御協力下さるよう、その趣旨を徹底させて戴くことになりました。

市農業共済組合誕生

旧七組合は発展的解消

町村合併の進捗に伴って農業共済組合の一本化は、県下各地方で着々実現されていたが、当市に於ても湊外八組合が円満裡に合併を了し、二月一日より会津若松市農業共済組合として新発足致しました。これによって農業災害補償法が円滑迅速に取扱われ、農家の福利が一層増進されるわけです。

(農政課)

第二回興農青年講習生を募集

次代の中堅農家を養成する目的を以て、市は昨年から興農青年養成講習会を開催し、三月修業を控えて目下県内及び県外先進地の篤農家に委託実地研究をさせ最後の仕上げを行っております。市は昨年の好評に応えて第二回講習生を近く募集しておりますから、希望者は支所を通じて申込めばよい。なお詳細は市農政課にお問合せ下さい。

(農政課)

こんなものいかゞですか

一、つとせ、人のことではありませぬ、火の用心はお互に

二、つとせ、ふだんの注意が大切だ、寝ても、さめても火の用心

三、つとせ、皆さん火の元どうですか、もう一度調べて火の始末

四、つとせ、夜るは一層注意して、電気にコタツ、ガス、火鉢

五、つとせ、いつも注意を怠って、焼いた後から、ぐちが出る

六、つとせ、昔も今も火の用心、用心次第で火事はない

七、つとせ、なんぼポンプが立派でも、火の用心には勝てやせぬ

八、つとせ、やっと建てたるこの家も、一寸の油断でみんな灰

九、つとせ、子供の火遊び危険です、親御の注意を頼みます

十、つとせ、戸締りだけではいけませぬ、火の用心はなお大事

(消防署長)

ライオンが第一位

雪の藝術祭終る

市教育委員会事務局及び公民館並びに福祉協議会などの主催で、恒例の雪の芸術展は去る五日午前十時より謹教、鶴城両小学校前の道路で市内子供会百名が参加し盛大に行われ、庄助さんやマンモス等々数々の芸術品が現れ、各審査員の頭をひねらせたなおその結果、次の通り入賞を決定致しました。

第一位「ライオン」一箕中学校、第二位「大ぞう」大町二ノ町子供会、同二位城西小学校

公明選挙の完全実施

会津若松市の市長選挙は二月二十四日告示、三月十日が投票日で、告示があってから投票日の前日までは法律の許す範囲内で自由にして活潑なる各候補者の選挙運動が展開されるわけです。民主政治は選挙を通じて行われることが原則であり、この選挙を通じて私達の住む市の政治がより良くして行く最もよい機会とせねばならないのです。

昔の政治は宮殿の奥にあり、権力に守られて行われたと云われていますが、現在では主権在民であり隨って私達の身のまわりにある台所や、道路や、その他、日常すべての生活が直接に連なっている政治です。と云うことは憲法にも規定されてありますように、住民はその地方公共団体の長を選挙する権利を持っておりー云えばこれは自分達の一票によって左右されるものであると云う事を自覚して戴きたい。ですから単に物質的な或いは精神的な義理とか、目前の利害関係のみに依って選挙と云うことは最も危険な事であり、あくまでも自己の正しい良心的な信念に基いて選挙する事が最も大切なことであると思います。

要するに公明選挙とは違反のない選挙であり、公明政治の人口でありました。ゆたかな暮しの土台石であります。来る三月十日は私達の民意を反映させる絶好のチャンスでありますので、一人と云えども棄権することなく公明選挙の完全実施に是非御協力下さいますようお願い致します。

(公明選挙宣傳部長)

=市長選挙=

告示	2月24日
立候補届出	2月24日～29日
投票	3月10日
開票	3月11日午前9時 於市公会堂

市長選挙 立会演説会

3月4日
午後2時 城西小学校講堂
午後7時 謹教小学校講堂

◎下足は各自持参して入って下さい
◎各支所管内では特に催しませんので御諒承下さい

会津若松市選挙管理委員会